

令和5年度 第1回公園の指定管理者の選定委員会 議事録

1 日時 令和5年10月16日(月) 13:30～15:00

2 場所 アクロス福岡 702 会議室

3 会議次第

第1号議案 令和4年度の事業評価について

アイランドシティ中央公園について、委員会評価原案が91点だったところ、地域との連携の項目を評価して92点とした。

その他 公園の指定管理者の公募について

令和6年度の公募スケジュールについて事務局より説明した。

4 議事要旨 (○: 委員長、委員 △: 事務局)

出席委員 6名

傍聴者 2名

○ <開会、資料確認、会議の公開説明・傍聴者有無報告>

第1号議案「令和4年度の事業評価について」事務局より説明をお願いします。

第1号議案 令和4年度の事業評価について

△ <1号議案の説明>

○ 1号議案について、A～Eの5段階評価、特に評価すべき点、次年度に向けて改善すべき点など、委員会の意見はないか。

○ アイランドシティ中央公園は、照葉北小学校から感謝状を頂いているが、小学校から感謝状をもらうのは珍しい。過去にこういう事例はあるか。

また、何をきっかけとして感謝状を渡されたのか？

△ 定期的に小学校・公民館を回ったり、探し物を積極的に一緒に見つけに行くなど、小学校・地域の方々と連携を続けていることが感謝状に繋がったのではないかと思われる。

○ 事業評価表にはその成果が反映されていない。項目⑩の地域との連携は自己評価が5点、委員会評価が4点となっているため、この項目に加点してもよいのではないか。

△ それでは、⑩の地域との連携について、委員会評価を5点としたい。

○ 良い取り組みは積極的に加点したほうがよい。

○ アイランドシティ中央公園の項目⑪について、犬のフンが地域の清掃活動により減少につながったとのことだが、具体的に何をしているのか。

△ 公園に限らず、アイランドシティ内全体で犬のフン問題が増えてきている。地域全体への啓発活動の一環になればという思いで、まずはアイランドシティ中央公園の清掃活動を実施した。それをきっかけに、地域住民にも適切に犬のフンを処理しなければならないという意識が生まれ、犬のフン問題も減少してきていると聞いている。公園内だけでなく、地域全体の問題として、まずは公園からと、指定管理者が清掃活動を主催した点を評価している。

- 全体的な話になるが、評価の配点が公園によって異なるのはなぜか。
- △ 事業評価の点数配分は、①（非公募）舞鶴公園、東平尾公園、②かなたけの里、③友泉亭公園、松風園、楽水園（以下、「日本庭園」）、④高宮南緑地、⑤霊園、⑥その他公園の6つに分かれている。

例えば日本庭園については、庭園を美しく見せるという点で専門性の配点を高くし、逆に会計処理を下げるなど、全体調整を行っている。
- 小戸公園の⑩地域との連携についてだが、県から要請がきてヘリの着陸地点として利用されている。この時に初めて要請があったのか。
- △ 元々、福岡市地域防災計画の中で、ヘリの発着場所として指定されており、日常的にも近隣病院などの搬送先の受け入れに使っている。

県の防災訓練は令和3年度から開始しており、令和3年度は新型コロナウイルスの関係で訓練がなかったが、令和4年度から訓練の依頼が入り始めている。

事前に安全対策を取る、利用調整を行うなどの訓練の協力は、その他公園にもない事業のため、その点を評価している。
- 要求水準レベルよりも高い水準で、訓練に協力しているということか。
- △ その通りである。
- 霊園の関係だが、配点の基準がわからない。

例えば手続き誤りが4件あった件だが、その他公園利用者の手続き誤りと違い、墓地の利用手続き誤りなど、あってはならないことだと思う。これが標準の3点になっているのはどうしてか。また、項目⑦についても、市の指示事項を実施していなくても、標準の評価としてもよいものかと疑問に思う。
- △ まず、評価の基準についてだが、本市の求める管理基準の標準レベルが4点の配点となっており、項目⑦などの一部未達成の場合は3点としている。
- 優れた成果を発揮していても標準となるのか。
- △ （提案事項の4点については、優れた評価を発揮すると4点だが）管理水準の4点については、管理することは当然のこととしている。
- 令和2年度から指示していた樹木の撤去が未実施だったのは、3点ではなくもっと低い評価ではないか。
- △ 確かに厳しい目でみるとそういったこともあるが、緊急対応を適切に実施したなど、評価すべき点もあったため、加味して3点としている。
- 項目③の手続き誤りというものは、市民の方に対して失礼だと思う。

全体の割合からすれば4件という件数は大したことはないかもしれないが、令和3年度も同様の誤りがある中、令和4年度も4件もあることは問題である。手続き誤りは0件であって当たり前だと思う。

指定管理者は、この件を反省しているのだろうか。
- △ ご指摘のとおり、手続き誤りは0件であるのは当然だが、令和3年度に引き続きの誤りは、3つあるうちの別の霊園で起こったものであり、以前手続き誤りを起こした霊園では同様の誤りは起こしていない。

- △ 各霊園のレベルを合わせるのは課題だが、手続き誤りは少なくなってきたおり、令和5年度については、市の水準にも達してきている。
- 霊園は、他の公園と比べて評価が低い、それはなぜか。
- △ 項目ごとに評価したところ、令和4年度は提案項目の一部が未達成であった。
その他の公園と比較し、事務処理の重要性が高いため、その点の評価を厳しくしたところもある。
- 日本庭園について、人力車を走らせ、無料送迎バスを出したことを評価しているが、良い事業を指定管理料の中の事業者の取り分が少なくなる。
市民からすると良いことだが、事業者の負担が増えることは、事業のハードルが高くなるのではないか。
- △ 事業者の負担は増加するが、指定管理料とは別にイベントの歳入もある。
日本庭園に関しては、抹茶の売上が収益を上げており、その収益を別のイベントの原資にすることで集客増に繋げている。その他イベントの収益がマイナスになると、ご指摘のとおり事業者の負担となってくるが、現在は、抹茶等の売上にかかる収益でまかなうことができているため、事業者の自己負担は発生していない。
- (事業費が指定管理者の負担となると) たくさんのスタッフを雇うことができない。収益を上げるためには、人員が必要になってくるため、財力のある事業者でないと、手広く事業を実施するのは難しいのではと感じた。現在は、財力に余力のある事業者が指定管理者となっているため、素晴らしい実績を上げているが、次に指定管理者とを公募しようとしたときに、同じ水準を達成することはできないのではないかと思った。
- △ 収益で事業を賄っていけるよう、指定管理者は料金設定をしていると考える。
- 例えば抹茶代は、サービスを提供する職員の人件費を踏まえたところで料金設定をしていると認識してよいか。
- △ おっしゃる通りである。現在は、収益を公共還元するだけの余力があると認識している。
- 次の指定管理の公募の際、現在実施している事業は有利に働くように思う。
- 次回公募の際、事業評価でA評価だとプラス1点、B評価だと0.5点のインセンティブがあるが、公募時の全体の配点はいくらか。
- △ 前は125点だった。
- 125点のうちの1点なのか。
- △ 霊園とかなたけの里公園については、令和2年度から指定管理期間が開始しているため、令和2～5年度までの最大4点、その他公園については、令和3～5年度の3点が最大加算される。
加点はあるが、他の事業者がさらに良い提案をしてきた場合、逆転の可能性は十分にある。
- インセンティブの配点については、母数が100点である場合と500点である場合は、大きく異なる。以前、何点がちょうど良いか議論した記憶がある。
- △ 令和2年度の事業評価までは80点以上がA評価だったが、ほとんどの公園がA評価となり、評価基準がおかしいのではないかという話が出た。

△ 直近3年間程集計したところ、85点以上の公園と未満の公園がちょうど半数程度に分かれており、基準として丁度良いのではないかという意見があったため、令和3年度事業評価からは85点以上をA評価としている。

○ 配点に問題はないが、公募の点数にどの程度のインセンティブがかかるのか気になった。

○ 霊園について、前回は事業評価の点数が低かったが、自己評価が91点と高得点なのが気になる。指定管理者の中では事業を実施できているという市との評価の乖離は気になる。

△ 事業評価シートの事務局コメントとしては、評価の基準となる主たるものを記載しているが、低評価の項目であっても、指定管理者が実績を上げた事業はあり、指定管理者はその点を強調したものと考えている。

○ 自己評価と委員会評価の差が18点ほどある。霊園は他の公園と比較して特殊なこともあるため、さらに市と指定管理者のコミュニケーションは必要だと思う。指定管理の性質上、継続的な事業が多いが、新しい取り組みもあるため、フォローアップをしていただきたい。

○ 項目の⑭について、歳入の手引きに沿った適切な業務が行われている場合5点となっているが、それは標準の評価ではないか。加点の要因を具体的に教えてもらいたい。

△ 判断基準としては、1年間を通してミスがなければ5点、1回なら4点、2回以上なら3点の基準で行っている。

例えば、東平尾公園は、自己評価としても認識しているほど手続きのミスが多かった。一方で小戸公園は、自己評価では標準の8点としているが、ミスなく手続きを行うことができているため、加点して10点としている。

○ その他質問がなければ、アイランドシティ中央公園の項目⑪を4点から5点に修正、その他は事務局案のとおりとしてよろしいか。

○ 異議なし。

○ 事務局においては、令和4年度の事業評価について、速やかにホームページ等で公表するようお願いする。

— 第1号議案 承認 —

その他 公園の指定管理者の公募について

△〈その他事項の説明〉

○ その他について、なにか意見はないか。

○ 異議なし。

○ これを以て、令和5年度の公園の指定管理者の選定委員会を終了とする。